

コンタクトメーカー契約約款

株式会社フューチャート

発行日	2011年03月01日
最終改定日	2019年09月06日
版数	1.10
廃止日	

改訂履歴			
版数	改訂理由	内容補足	改訂日
1.10	東京簡易裁判所の追加	第31条（合意管轄裁判所）に東京簡易裁判所を追加しました。	2019年9月6日

コンタクトメーカー契約約款 目次

第 1 条	(約款の適用)	4 頁
第 2 条	(約款の変更)	
第 3 条	(サービスの内容)	
第 4 条	(情報内容についての免責)	
第 5 条	(複製、第三者への公開の禁止)	
第 6 条	(コンタクトメーカーの提供区域)	
第 7 条	(契約の申込)	
第 8 条	(契約の成立等)	
第 9 条	(利用期間)	5 頁
第 10 条	(承諾の拒絶)	
第 11 条	(サービス開始日)	
第 12 条	(最低利用期間経過以降の解約)	6 頁
第 13 条	(権利の譲渡制限)	
第 14 条	(機密保持)	
第 15 条	(当社における個人情報の取扱い)	
第 16 条	(契約者の利用上の義務)	7 頁
第 17 条	(IDおよびパスワードの取り扱い)	
第 18 条	(サービスの変更および停止)	
第 19 条	(契約者の禁止事項)	
第 20 条	(利用の停止)	8 頁
第 21 条	(当社による契約解除と契約者の期限の利益喪失)	
第 22 条	(サービスの廃止)	9 頁
第 23 条	(契約終了後の処置)	
第 24 条	(契約者の支払義務)	
第 25 条	(利用料金)	
第 26 条	(料金等の請求・支払方法)	
第 27 条	(遅延損害金)	10 頁
第 28 条	(割増金)	
第 29 条	(割増金等の支払方法)	
第 30 条	(消費税)	
第 31 条	(合意管轄裁判所)	
第 32 条	(準拠法)	

第1条（約款の適用）

1. 当社は、コンタクトメーカー契約約款を定め、これによりコンタクトメーカーのサービス（以下「コンタクトメーカー」といいます）を提供します。
2. 本約款は、コンタクトメーカーの契約者に対して適用するものとし、コンタクトメーカーの契約者（以下「契約者」といいます）はコンタクトメーカーの利用にあたり、本約款の全てに同意したものとみなします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のコンタクトメーカーに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社はこの約款を変更した場合、変更内容をコンタクトメーカー商品サイト上にて告知します。

第3条（サービスの内容）

当社は、契約者が、管理画面を利用して企業情報をリスト化するASPサービスを提供します。

第4条（情報内容についての免責）

当社は、コンタクトメーカーによって提供する情報について、その正確性、完全性を保証するものではありません。契約者または第三者が受けた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。コンタクトメーカーで提供される情報の利用については、あくまで利用者ご自身の責任と判断で行ってください。

第5条（複製、第三者への公開の禁止）

コンタクトメーカーのサイト内全ての情報の著作権、所有権等は、契約者には帰属しません。また、コンタクトメーカーを通じて入手した情報は、契約者自身の利用のみに限定するものとし、当社が承認をした場合を除きコンタクトメーカーを通じて入手したいかなる情報も、複製、第三者が閲覧可能な媒体への無断掲載、販売、配布等を行うことを禁止します。

第6条（コンタクトメーカーの提供区域）

当社がこの約款で提供するコンタクトメーカーの提供区域は、日本国内とします。

第7条（契約の申込）

コンタクトメーカーの利用に当たって必要な契約の申込は、当社所定の申込書の提出、または当社のホームページに設置した申し込みフォームより行うものとし、管理担当者を登録するための企業名、担当者氏名、住所、Eメールアドレス、その他当社が定める情報を正確に登録していただく必要があります。

第8条（契約の成立等）

当社は、コンタクトメーカーの契約申込があったときは、速やかに審査を行い、承諾する場合、申込情報に基づいて管理担当者を会員登録し、管理担当者が管理画面にログインして利用するためのURL、ID、パスワードなど

の必要情報を管理担当者の E メールアドレス宛に送信します。このメールの到達によりそれぞれの申込契約が成立するものとします。

第9条（利用期間）

1. コンタクトメーカーの利用期間はサービス開始後、申込時に定められた最低利用期間となっており、最低利用期間中の解約はできないものとします。
2. 最低利用期間経過以降、解約の手続きが無い場合は、1ヶ月間自動的に延長され、その後も同様とします。

第10条（承諾の拒絶）

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、コンタクトメーカーの契約申込を承諾しないことがあります。また、承諾後であっても、以下のいずれかに該当することが判明したまたはその恐れがある場合には、当該承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 管理担当者が実在しない場合
 - (2) 登録内容に虚偽、誤記など、不正確な情報がある場合
 - (3) 当社が定める利用方法及び約款に反する行為を行った場合
 - (4) 管理担当者に対し、当社の電子メールによる連絡がつかない場合
 - (5) 管理担当者が既に会員であり、重複して登録を行った場合
 - (6) 他人(家族を含む)もしくは架空の個人情報を使って登録を行った場合
 - (7) 過去にコンタクトメーカーの停止処分又は除名処分を受けたことがある場合
 - (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (9) 差押、仮差押、仮処分、競売、滞納処分の申立を受けたとき
 - (10) 破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立を受け、または申し立てたとき
 - (11) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他の反社会的勢力である場合、または、反社会的勢力であったことが発覚した場合
 - (12) コンタクトメーカーの申込者が当該申込に係る契約上の債務の支払を怠る恐れがあると当社が判断したとき。
 - (13) コンタクトメーカーの申込者が他の当社の商品代金の支払を現に怠り、若しくは怠る恐れがあると当社が判断したとき。
 - (14) コンタクトメーカーの申込者が、コンタクトメーカーを利用して第三者の権利を侵害し、もしくは違法行為をなす恐れがあると当社が判断したとき。
 - (15) その他、当社が何らかの理由によって不相当と判断した場合。
2. 前項の規定により承諾を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第11条（サービス開始日）

1. サービス開始日は、申込書に記載された年月日とします。
2. サービス開始日より利用期間が開始されます。

第12条（最低利用期間経過以降の解約）

契約者が、最低利用期間経過以降にサービスを解約したいときは、当社に対し当社が別途定める書面により通知するものとします。当社が通知を受取った月の翌月末日にコンタクトメーカー契約は解除されるものとします。

第13条（権利の譲渡制限）

契約者は、コンタクトメーカー契約における当事者たる地位、又は、コンタクトメーカー契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡することができません。

第14条（機密保持）

契約者および当社は、コンタクトメーカー契約を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならないものとします。

第15条（当社における個人情報の取扱い）

1. 当社は、契約者がコンタクトメーカーを申し込むにあたって必要な契約者の個人情報を提出していただきます。
2. 当社は、個人情報を保護するために個人情報保護管理者を定め、当社および当社の従業員が個人情報に関する秘密を保持するために必要な措置を講じます。
3. 当社は、提出いただいた個人情報について、以下の目的で取扱います。
 - （1）コンタクトメーカーの登録・運用・保守・障害対応作業。
 - （2）契約者へのご連絡およびお問合せへの対応。
 - （3）コンタクトメーカーのご案内等の営業活動。
 - （4）契約者のコンタクトメーカーの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善に役立てる場合。
4. 当社は、取得した個人情報を第三者に提供いたしません。
5. 当社は、個人情報の取扱い業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。この場合には業務委託先と、個人情報の目的以外の利用を禁止する等の機密保持契約書の締結をします。
6. 個人情報のご提出は任意ですが、サービスの実施において必要となる情報がいただけない場合、サービスをご提供できない場合があります。
7. 当社は、契約者からの個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用停止、消去および第三者への提供の停止のご要望に応じます。その際必要となる手続きについてご案内しますので、下記お客様相談窓口までご連絡ください。また、個人情報の取扱いに関する苦情、相談に関しても下記お客様相談窓口までご連絡ください。合理的な範囲で速やかに対応します。
8. 株式会社フューチャート 個人情報お客様相談窓口
総務部 個人情報保護管理者
電話番号：03-3523-2155 受付時間：9：30～18：00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

e-mail : mamoru@fuchart.com

※個人情報お客様相談窓口の連絡先を変更した場合、変更内容を会社サイト上にて告知します。

第16条（契約者の利用上の義務）

1. 契約者は、申込書に記載された内容に変更があったときは、当社に対し、当社の指定する方法により速やかにその旨を届け出るものとします。
2. 前項の場合、契約者は当社からの要求があった場合、その届け出があった内容を証明する書類を提出するものとします。
3. 契約者は、コンタクトメーカーを利用するにあたって管理担当者を1名設置し、当社からの郵送、Eメールなどでの連絡事項、および管理画面での告知内容を確認・理解する義務を負うものとします。

第17条（IDおよびパスワードの取り扱い）

1. 当社サーバーへのアクセスのために送信されたIDおよびパスワードが、契約者のIDおよびパスワードとして登録されたものである場合には、当社は当該アクセスを契約者によるものとして取り扱います。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき場合を除き、IDおよびパスワードを不正利用されたことによって契約者に生じたいかなる損害についても責任を負いません。

第18条（サービスの変更および停止）

1. 当社は、コンタクトメーカーの仕様、提供範囲、制限を変更することがあり、契約者はこれを承諾するものとします。
2. 当社は、以下に該当する場合には、契約者に対し事前に連絡することなく、コンタクトメーカーの運営または当サイトの一部もしくは全部を中断・停止することがあります。これらに起因するユーザーまたは第三者が被った被害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 当社がコンタクトメーカーの契約者にサービスを提供するための当社側のハードウェア・ソフトウェア・記憶媒体・電気通信設備などの全体（以下「システム」といいます）の保守、点検、修理、変更を定期的または緊急に行う場合。
 - (2) システムに関連する提携会社のトラブル、インターネット回線全般による不具合が発生した場合。
 - (3) 天災(停電、火災、地震、噴火、洪水、津波)により、コンタクトメーカーの提供が困難な場合。
 - (4) 戦争、暴動、争乱、労働争議などにより、コンタクトメーカーの提供が困難な場合。
 - (5) 妨害行為(データまたはプログラムのハッキング、改竄、破壊)などにより、コンタクトメーカーの提供が困難な場合。
 - (6) その他、当社が一時的な中断・停止を必要と判断した場合。

第19条（契約者の禁止事項）

当社および契約者は、コンタクトメーカーの利用にあたり、以下の行為をしないことを確約するものとします。

- (1) 法令に違反する又は違反の恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為。
- (3) 不正アクセスその他、他の契約者又は第三者若しくは当社に不利益を与える行為。
- (4) 実在または架空の第三者になりすましてコンタクトメーカーを利用する行為

- (5) コンタクトメーカーを不正の目的をもって利用する行為
- (6) 当社が指定する利用方法とは異なる利用行為
- (7) 詐欺等の犯罪またはその恐れのある行為
- (8) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)、マルチ商法に関連、助長する行為
- (10) 有害なプログラム等を送信または書き込む行為
- (11) 選挙に関連、類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為

第20条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、コンタクトメーカーの提供を停止することがあります。
 - (1) 料金等コンタクトメーカー契約上の債務の支払を怠ったとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。
 - (3) 第10条に該当することが判明したとき。
 - (4) 契約者が指定した金融機関等を使用することができなくなったとき。
2. 当社は、前項の規定により、コンタクトメーカーの利用を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由および期間を通知します。

第21条（当社による契約解除と契約者の期限の利益喪失）

1. 当社は、前条の規定によりコンタクトメーカーの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、何等の催告なく、直ちにそのコンタクトメーカー契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者に次の各号にあげる事由が生じたときは、前条の規定にかかわらず、何等の催告なく、コンタクトメーカーの提供を停止するとともに、直ちにそのコンタクトメーカー契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、一定期間を定めた催告にもかかわらず、当該事項が解消されないとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、また滞納処分を受けたとき
 - (3) 会社整理、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、また自ら会社整理、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始若しくは破産の申し立てをしたとき
 - (4) 監督官庁から行政処分を受け、また営業を廃止したとき
 - (5) その振出、引受、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止状態に至ったとき
 - (6) 解散したとき
 - (7) その他、契約者の資産、信用、支払能力に重大な変更が生じたとき
 - (8) その他、当社がコンタクトメーカー契約を維持し難いと認める事由が生じたとき
3. 契約者に前2項の事由が生じたときは、契約者が当社に対して負担する全ての債務につき期限の利益を失い、直ちに金額の確定している債務の全額を当社の指定した方法で支払っていただきます。なお、契約者が期限の利益を喪失した場合で、契約者が金額の確定していない債務を当社に負担している場合は、当社が相当と認める金額を別途保証金（無利息）としてお預けいただくことがあります。また、この保証金は契約者が当社に負担するすべての債務に充当させていただきます。

第22条（サービスの廃止）

1. 当社は、都合によりコンタクトメーカーを廃止することがあります。
2. 前項の規定によりコンタクトメーカーが廃止されたときは、当該廃止日にコンタクトメーカー契約が終了したものとします。

第23条（契約終了後の処置）

1. 当社は、コンタクトメーカー契約期間中およびコンタクトメーカー契約が終了した場合でも、コンタクトメーカーのシステムに蓄積されたプログラム、データ、および統計情報等コンタクトメーカーのシステム利用に関する全てのデータは契約者にお渡ししません。
2. 当社は、コンタクトメーカー契約が終了し一定期間後、当該プログラム、データ、および統計情報等コンタクトメーカーのシステム利用に関する全てのデータを、コンタクトメーカーのシステムより削除いたします。

第24条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、コンタクトメーカーの利用料金として、第25条の規定により算定した利用料金を支払うものとします。

第25条（利用料金）

1. コンタクトメーカーの月額利用料金は申込書に定める額とします。
2. コンタクトメーカーの利用料金は、サービス開始日からコンタクトメーカー契約の終了の日までの期間中、毎月発生します。
3. 月の途中でサービスを開始したり、解約した場合であっても、日割りは行わず、1ヶ月分の利用料金が発生します。
4. コンタクトメーカーの利用料金の額の算定については、第20条の規定によりコンタクトメーカーの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
5. 第12条および第21条の規定により、コンタクトメーカー契約が解約・解除された場合、当該契約に係わるコンタクトメーカーの利用料金の額の算定については、解約・解除の日まで当該契約に基づくサービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第26条（料金等の請求・支払方法）

1. 当社は契約者に対し、毎月、コンタクトメーカーの利用料金を請求します。契約者は、当社が指定する日までに申込書に定める方法により支払うものとします。
2. 銀行振込にて支払う場合の振り込み手数料は契約者の負担とします。
3. 契約者は、当社が適当と認める場合、当社が有する料金債権等を第三者に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。

第27条（遅延損害金）

契約者は、コンタクトメーカーの利用料金その他コンタクトメーカー契約上の債務の支払を怠ったときは、支払う日まで年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第28条（割増金）

コンタクトメーカーの利用料金その他コンタクトメーカー契約上の債務の支払を不当に免れた契約者は、当該債務のみならず当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとします。

第29条（割増金等の支払方法）

第26条の規定は、第27条および前条の場合について準用します。

第30条（消費税）

契約者が当社に対しコンタクトメーカーに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第31条（合意管轄裁判所）

コンタクトメーカー契約に関する訴訟については東京地方裁判所若しくは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（準拠法）

契約者と当社とのコンタクトメーカー契約に関する紛争の準拠法は日本法が適用されるものとします。

以上

附則

本約款は、2019年9月6日から発効します。